

令和5年度福島県立光南高等学校入学者選抜後期選抜募集要項

〒969-0227 福島県西白河郡矢吹町田町 532 番地
電 話 (0248) 42-2205

1 実 施 学 科

全日制の課程 総合学科
前期選抜で定員が充足しない場合のみ実施する。

2 通 学 区 域

県下一円

3 募 集 定 員

募集定員（200名）から前期選抜の合格者数を除いた数とする。

4 出 願 資 格

「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第1 入学者募集」の「2 出願資格」を満たす者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

5 出 願 方 法

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併 願 の 取 り 扱 い

本校と他の県立高等学校との併願は認めない。

7 出 願 期 間

令和5年3月16日（木）から3月17日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号、住所氏名を記載したもの）を同封の上、令和5年3月17日（金）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出 願 に 必 要 な 書 類

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和5年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
- ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- (2) 上記(1)以外の者
本校に問い合わせること。
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（県教育委員会所定の様式）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。
また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した「自己申告書」（県教育委員会所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和5年3月16日（木）から3月22日（水）までとする。
郵送の場合には、3月22日（水）必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

10 住所等に関する届出書の提出

「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」に該当する場合は、上記8に示した出願書類に加え、「住所等に関する届出書」（県教育委員会所定の様式）を提出する。

11 県外からの出願

「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

12 願書受付

- (1) 出願書類を提出した者に対し、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があると認めた場合や、所定の手続きを経ずに県外等からの出願がなされた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。

13 出願先変更

志願者は、令和5年3月20日（月）に、1回に限り、出願先を変更することができる。
受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

出願先変更手続きについては、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

14 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、「出願取消届」（県教育委員会所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、「出願取消届」（県教育委員会所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

15 入学者選抜

調査書、面接及び作文を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

調査書

志願者についての客観的かつ公正な資料とする。

- (1) 調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定を合計し、135点満点とする。
- (2) 調査書の「特別活動等の記録」については点数化し、55点満点とする。
- (3) 調査書は、上記(1)、(2)の満点の合計の190点満点とする。

面接

志願者のよさを適切に評価する観点から、個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（数学、外国語（英語））を含む。

面接は点数化し、70点満点とする。

作文

志願者全員に対して作文を実施する。与えられたテーマについて、600字程度で自分の考えや感想を述べる作文とし、時間は50分とする。

作文は点数化し、30点満点とする。

16 面接及び作文の日時及び会場等

- (1) 日時 **令和5年3月23日（木）午前9時～**

＜受付＞ 午前8時10分～8時25分 本校東校舎昇降口

＜点呼＞ 午前8時30分より（各検査場兼控室）

＜開始＞ 午前9時より（作文、面接の順に行う）

- (2) 会場 **本校教室等**

- (3) 持参するもの

受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、自習教材（または本）
また、以下のものは持ち込まないこと。

- ① 携帯電話、スマートフォン等の通信機器
- ② 計算機能、電子辞書等の言語表現機能を有する機器
- ③ 通信機能や計算機能のある時計（学力検査場には時計が設置してあります。）

17 合格者発表

- (1) 令和5年3月24日（金）午後3時以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

18 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、「入学辞退届」（県教育委員会所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

19 その他

新型コロナウイルス感染症に係る特別な措置や障がい等のある志願者に対する配慮など、本要項に記載のないものについては、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。